

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 25 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 天 野 英 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 8 日から 令和 7 年 8 月 18 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 8 月 21 日 午前 10 時 00 分 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 8 月 27 日 午前 9 時 20 分 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 8 月 25 日から 令和 7 年 8 月 29 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 25 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。		



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	9,400,000 7,520,000	一括	1,880,000	45,760	13,764
1	5,410,000				
2	3,990,000				
				</	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 札幌市北区篠路一条十丁目 |
| | 地 番 | 1 4 5 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 5 2. 8 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 札幌市北区篠路一条十丁目 1 4 5 番地 1 6 |
| | 家屋 番号 | 1 4 5 番 1 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 5. 1 2 平方メートル
2 階 3 6. 4 5 平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、**2週間程度延期**する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7 年 5 月 2 8 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 天 野 英 司

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

- 1 所 在 札幌市北区篠路一条十丁目
地 番 1 4 5 番 1 6
地 目 宅地
地 積 2 5 2. 8 7 平方メートル
- 2 所 在 札幌市北区篠路一条十丁目 1 4 5 番地 1 6
家屋 番号 1 4 5 番 1 6
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ銅板葺 2 階建
床 面 積 1 階 7 5. 1 2 平方メートル
2 階 3 6. 4 5 平方メートル



令和7年(ケ)第6号
令和7年3月13日受理
令和7年4月16日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 鈴木 啓 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 札幌市北区篠路一条十丁目
地 番 1 4 5 番 1 6
地 目 宅地
地 積 2 5 2 . 8 7 平方メートル
- 2 所 在 札幌市北区篠路一条十丁目 1 4 5 番地 1 6
家屋 番号 1 4 5 番 1 6
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 7 5 . 1 2 平方メートル
2 階 3 6 . 4 5 平方メートル



*228

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	札幌市北区篠路一条十丁目9番27号			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件） ☐ （物件）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1について

- 1 境界標が、本件土地の2箇所に存在している（土地建物位置関係図参照）。これらの境界標を基準に、公図等を参考にして、現地での計測により、その範囲及び位置関係を特定した。ただし、正確な地積、形状及び位置関係を把握するには専門家の調査を要する。
- 2 本件土地は、南西側において市道と接している（土地建物位置関係図参照）。
- 3 本件土地のうち本件建物の敷地部分は、上記市道から高いところに位置している。なお、同部分の画地内は、平坦である。
- 4 本件建物の玄関に至る通路は上記市道と等高に接しているが、市道から玄関に至るまで上り傾斜である。なお、同部分には、アスファルト舗装が施工されている（土地建物位置関係図参照）。
- 5 本件土地のうちスチール製仮設車庫の敷地部分は、上記市道と等高に接している。なお、同部分の画地内は、平坦である。
- 6 本件土地のうち本件建物の敷地部分は、北西側の隣接地（145番19）より高い所に位置している。また、北東側及び南東側の各隣接地（145番17、145番15）とは、ほぼ等高に接している。
- 7 北西側境界付近に金属製落雪防止フェンスが設置されている（土地建物位置関係図参照）。
- 8 本件土地上にコンクリート塀及びコンクリート土留が設置されている（土地建物位置関係図参照）。

■ 物件2について

- 1 本件建物は2階建て戸建住宅である（昭和56年8月築）。
- 2 本件建物外部について、
 - (1) 1階の軒天が、破損している。
 - (2) 1階の屋根が、歪み破損している。
 - (3) 1階の壁に設置されている梯子が、壁から脱落している。
- 3 本件建物内部について、汚損、損傷及び損壊が犬の飼育によって、特に1階部分において、著しい状況である。また、その犬及びその糞尿により、悪臭が、同部分に著しい状況である。
なお、特筆すべき汚損、損傷及び損壊は次のとおりである。
 - (1) 1階居間及び犬の飼育場所である1階洋室1の壁に大きな穴が複数開いている。
 - (2) 1階洋室1の犬の飼育場所は、犬の糞尿で著しく汚損している。
 - (3) 所有者が、「1階に設置されている灯油給湯器の基礎部分から、ネズミが侵入している。」と陳述している。
- 4 玄関に風除室（約3.24平方メートル）が設置されている（建物間取図参照）。
- 5 所有者所有のスチール製仮設車庫（約14.58平方メートル）が存在している（土地建物位置関係図参照）。
- 6 室内において大型犬1匹及び中型犬1匹を飼育している。
- 7 隣接地（145番15）の住民が、「本件建物からの落雪により、迷惑している。」と陳述している。

以上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 3 月 1 9 日 (水) 9 : 3 0 - 1 0 : 0 0	物件所在地	占有調査、外周調査、写真撮影、連絡文書投函
7 年 3 月 2 5 日 (火) 1 3 : 3 0 - 1 3 : 4 5	(電話)	占有等について、所有者から事情聴取
7 年 4 月 2 日 (水) 1 3 : 0 0 - 1 3 : 3 0	物件所在地	占有調査、外周調査、写真撮影
7 年 4 月 1 2 日 (土) 1 0 : 0 0 - 1 0 : 3 0	物件所在地	立入調査、外部調査、写真撮影、評価人同行、所有者と面談、近隣住民と面談

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

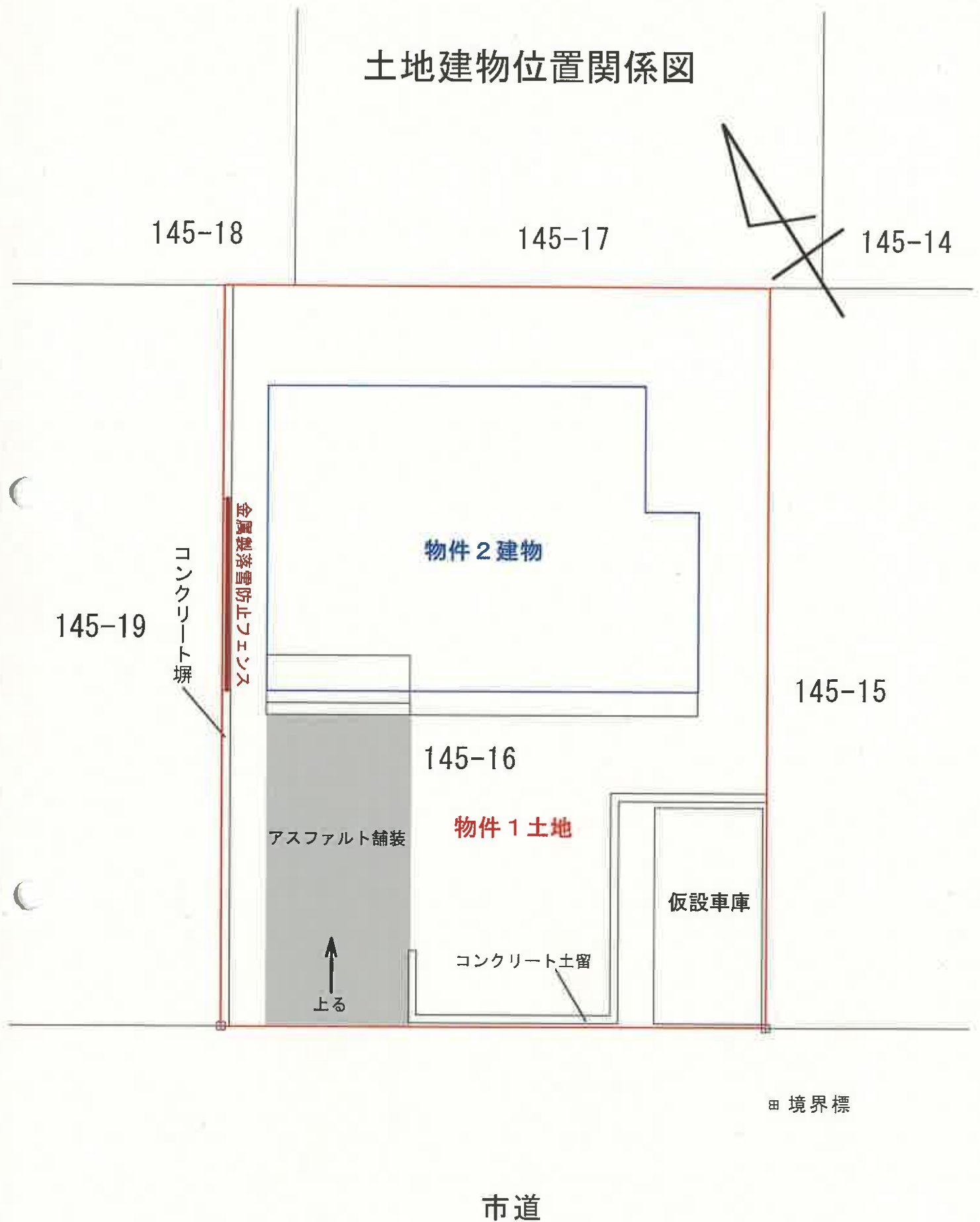
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

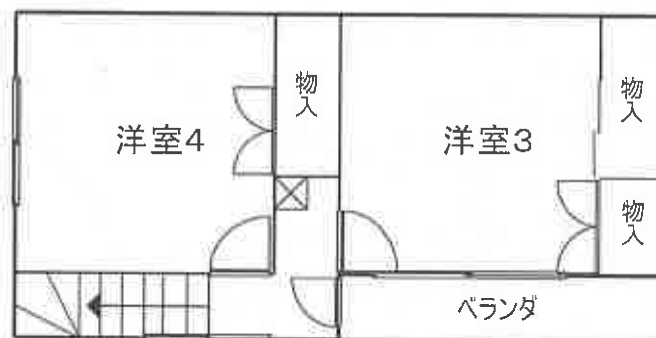
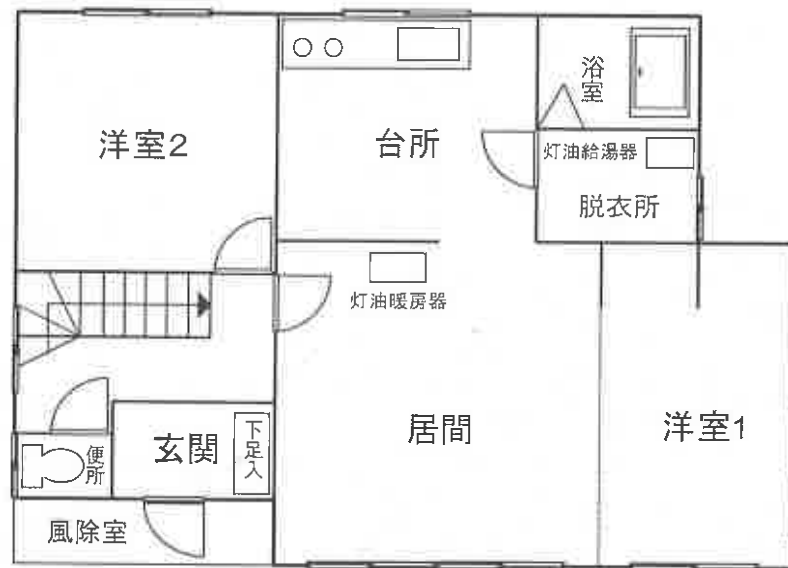
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



※本図は概略を示したものであり、実測図ではありません。

建物間取図



1 建物外観全景（仮設車庫を含む）



2 居間



3 台所



4 浴室



(8 枚目)

5 1階軒天（破損状況）①



6 1階軒天（破損状況）②



（ 9 枚目 ）

7 1階屋根（破損状況）



8 1階外壁梯子（脱落状況）



（ 10 枚目 ）

9 1階居間の壁（穴の状況）①



10 1階居間の壁（穴の状況）②



11 1階洋室1（犬の飼育場所）



12 灯油給湯器付近（ネズミの出入口）



（ 12 枚目 ）

令和 7 年 (ケ) 第 6 号
令和 7 年 4 月 12 日 現地調査
令和 7 年 4 月 16 日 評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
山 田 浩 市

第1 評価額

一括価格	
金9,400,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金5,410,000円
物件2(建物)	金3,990,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	札幌市北区篠路一条十丁目 145番16 宅地 252.87㎡	同左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	札幌市北区篠路一条十丁目145番地16 145番16 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1 階 75.12㎡ 2 階 36.45㎡	同左
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	JR札沼線「篠路」駅の南東方・道路距離約1.1km 最寄バス停「百合が原10丁目」停留所の北東方・道路距離約350m	
付 近 の 状 況	戸建住宅を中心としてアパート等も見られる郊外の住宅地域で、居住環境について特筆すべき懸念要因はない。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	第一種住居地域
	建 蔽 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	なし
	そ の 他 の 規 制	18m高度地区 出水のおそれのある区域 集合型居住誘導区域外(立地適正化計画) 景観計画区域等
画 地 条 件	間口約13.6m、奥行約18.5mの長方形の中間画地。 建物周囲の地盤面は前面市道及び北西側隣接地(145番19)より最大で0.8m程度高い。 南東側及び北東側の各隣接地(145番17, 145番15)とは概ね等高に接している。	
接面道路の状況	南西側幅員8mの舗装市道(建築基準法第42条1項1号)	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 :	あり
	ガ ス 配 管 :	なし
	下 水 道 :	あり
特 記 事 項	① 現地調査並びに公開資料に基づく調査の範囲においては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ② 本件土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には抵触していない。 (北海道教育委員会「北の遺跡案内」による) ③ 前面道路側2箇所の境界標と推測されるものを確認することができたが、北東側2箇所の境界標は確認できなかった。概略的な辺長と形状は法務局備付の図面(公図・地積測量図)のとおりと思われるが、正確な数量については測量を要する。 ④ 前面市道から玄関に至るアプローチ部分にはアスファルト舗装がなされているが、現況等から経済的増分価値はないと判断した。 ⑤ 北西側隣接地との境界付近にはコンクリート製の塀及び金属製の落雪防止フェンスが設置されているが、現況等から経済的増分価値はないと判断した。 ⑥ 前面道路及び車庫との境界付近にはコンクリート製の土留めが設置されているが、現況等から経済的増分価値はないと判断した。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和56年8月18日 新築 経過年数：約 44 年 経済的残存耐用年数：約 0 年
仕 様	構 造：木造 屋 根：長尺カラー鋼板 外 壁：サイディング 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス、合板等 床：フローリング、クッションフロア等 設 備：電気、給排水、LPガス等 そ の 他：灯油給湯器、灯油暖房器等
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり。
現 況 用 途 等	現 況 用 途：居宅 間 取 り：4LDK（別添「建物間取図」参照）
品 等	使用資材・施工の質量は普通
保守管理の状態	室内で大型犬1匹及び中型犬1匹を飼育しており、糞尿等の臭気及び内装の汚損・損壊が目立ち、保守管理の状態は不良と把握した。
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	① 新築時の建築確認済証及び検査済証の交付は確認できた。 ② 物件1土地の南端付近には、スチール製仮設車庫（約14.58㎡）がある。 ③ 風除室（約3.24㎡）が設置されている。 ④ 洋室1で大型犬1匹及び中型犬1匹を飼育しており、特に洋室1及び居間の内装の汚損、損壊の程度が大きく、壁面には大きな穴が複数見られるほか、洋室1は糞尿による汚損も著しい。 ⑤ 1階屋根の歪み、1階軒天・軒先の破損が認められる。1階の壁に設置されている梯子が壁から脱落している。 ⑥ 所有者が、「脱衣所に設置されている給湯器の基礎部分からネズミが進入している。」と陳述している。 ⑦ 隣接地（145番15）の住民が、「本件建物からの落雪により、迷惑している。」と陳述している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	60,000	1.00	252.87	0.85	12,896,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地・基準地等との規準並びに類似地域所在の取引事例価格と比準した価格(比準価格)及び売り物件の価格等を考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：なし 0% (1.00)

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物の築後の経過年数、現況等を考慮の上、建付減価を上記のとおりと査定した。

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価(風除室・仮設車庫等を含む)を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	165,000	111.57	0.03	552,000

ウ 現価率：経過年数及び現況等を考慮の上、経済的残存耐用年数はほぼ満了していると判断し、残価率を3%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1	12,896,000	0.40	法定地上権	5,158,000
計	—			5,158,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2(1)ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ (万円未満切捨)
1	12,896,000	— 5,158,000	—	1.00	0.70	—	5,410,000
2	552,000	+ 5,158,000	—	1.00	0.70	—	3,990,000
一 括 価 格(合計)							9,400,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：近時の周辺地域における中古住宅の需給動向を考慮の上、市場性修正は要しないと判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価(敷金等)：特になし

第6 参考価格資料

地価公示価格[札幌北-4]

所 在 : 札幌市北区篠路1条8丁目11番110
価 格 : 61,500円/㎡
位 置 : JR「篠路」駅の南方道路距離約900m
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 185㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 道 路 : 北側8m市道
用 途 指 定 等 : 第一種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1 9,356,100 円

物件2 1,948,900 円

(物件2については仮設車庫を含む)

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

位置図





-71704.936 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

地番区域見出し

A 篠路一条9丁目
B 篠路一条10丁目
C 篠路一条11丁目
D 篠路町上篠路
E 篠路町下篠路

請 求 部 分	所 在 札幌市北区篠路一条十丁目				地 番 145番16		
出 力 縮 尺	1/1000	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 記 号 X II	分 類 地図に準ずる図面	種 類 其他	
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)	補 事 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局北出張所管轄)

令和7年1月17日
東京法務局

地図整理番号：M83463
(1/2)

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局北出張所管轄)
令和7年1月17日 東京法務局

令和7年1月17日

東京法務局

產品圖

[illegible]

(全)國土地家屋調査士會惠會合會用紙

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

縮尺 1/200

地圖整理番号：M83464

登記年月日：昭和56年9月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局北出張所管轄)
令和7年1月17日 東京法務局

登記官

地図整理番号：M83465

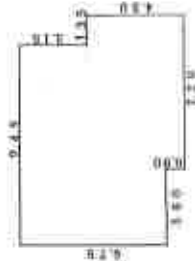
各階平面図

建物図面

家屋番号 00534716
145番16

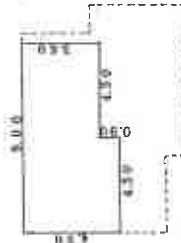
建物の所在 札幌市北区藻岩山145番地16

1階

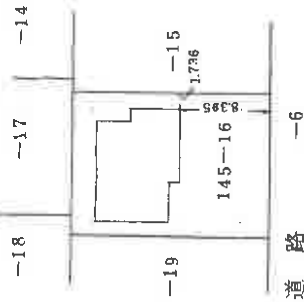


9.45 × 3.15 = 29.7675
10.80 × 3.60 = 38.8800
7.20 × 0.90 = 6.4800
計 75.1275
床面積 75.12 m²

2階



9.00 × 3.60 = 32.40
4.50 × 0.90 = 4.05
4.30 × 0.90 = 3.87
計 36.45
床面積 36.45 m²



道路 -6



本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

作製者

(昭和56年9月21日作製)

縮尺

1/250

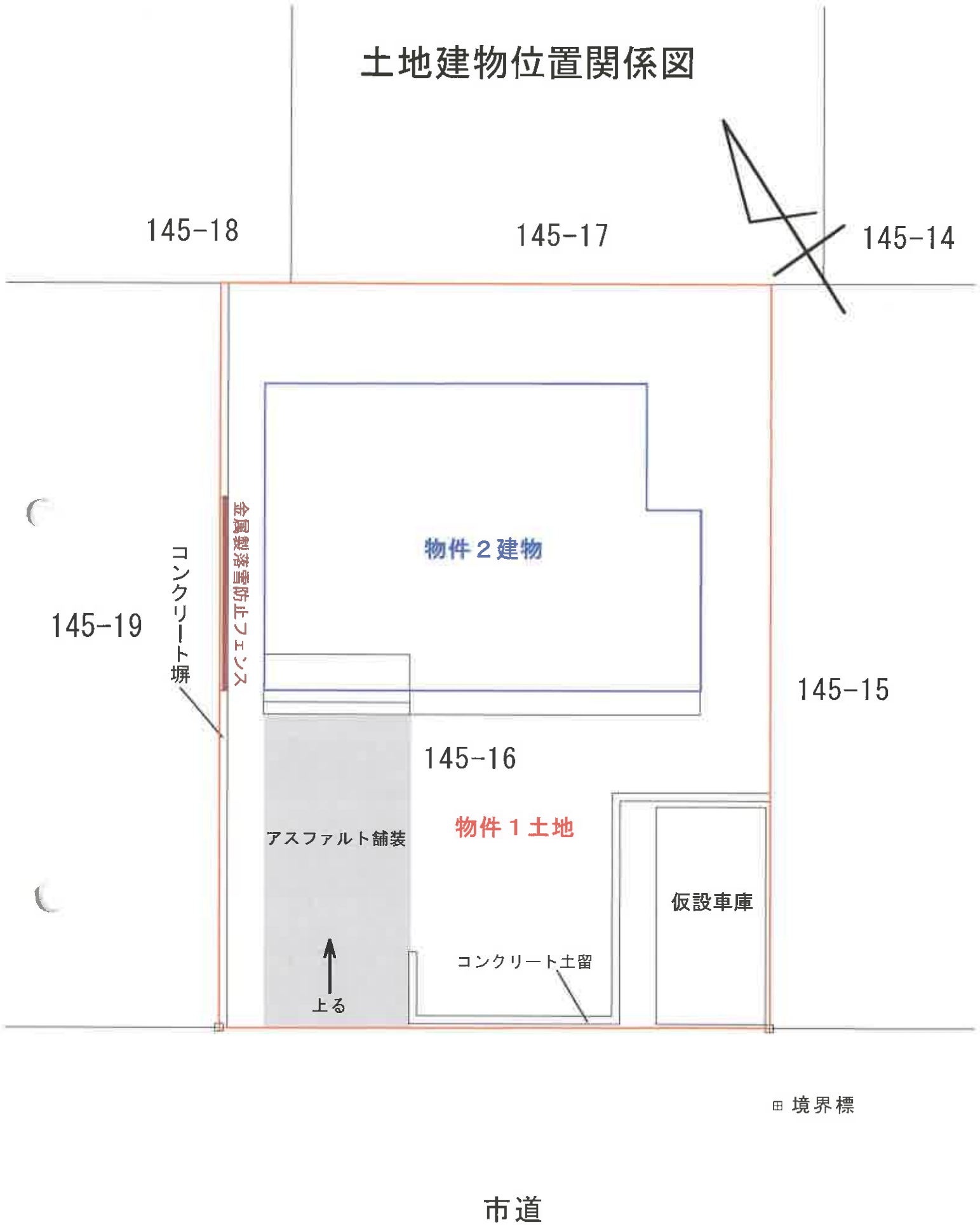
申請人

(札幌土地家屋調査士会用紙)

縮尺

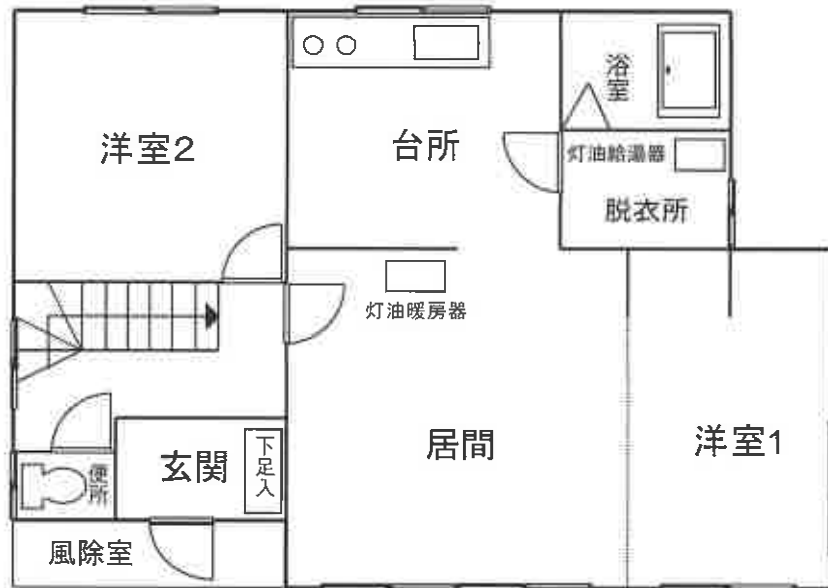
1/500

土地建物位置関係図



※本図は概略を示したものであり、実測図ではありません。

建物間取図



1階



2階